

## 杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成 のご案内

杉並区では、介護人材の定着・育成支援の一環として杉並区内の対象の介護事業所等に対して、介護支援専門員の資格維持、主任介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な法定研修受講料（以下「研修」とする）の助成を開始しました。

東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助事業「令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱令和6年6月6日付け6福祉高介第9号に基づく補助金事業（以下（東京都の補助事業）という）等も合わせて活用することで、最大で実質全額補助 {都補助3/4（最大）+区補助1/4} が可能です。そのため、東京都の補助事業の活用を基本とし、事業者の事情等でそれが難しい方は、一部を区独自助成で対応することとします。東京都と区の助成を併給申請される際は、まずは、事業者から東京都へ東京都の補助事業を申請し、東京都から交付決定後、下記のとおり、事業者又は個人から杉並区へ本助成事業の併給申請をしてください。

要綱等が今後変更になる場合もありますので、必ずホームページ等で最新の情報をご確認の上、申請をお願いいたします。

### 【対象となる研修・助成金額算定方法等】

1 助成対象法定研修	2 研修基準額	3 助成率	4 他機関からの補助額	5 事業者の負担額	6 助成金額の算定方法
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ・56時間）	34,500円	1/2	第4条に定める対象となる職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付金制度の給付、東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助金、又は研修実施団体若しくは道府県による補助を受けている場合はその給付額の合計額	研修受講料のうち、事業者が負担した額	(1)第2欄に定める助成基準額と第5欄に定める事業者の負担額が同額の場合、第2欄に定める助成基準額から第4欄に定める他機関からの補助金額を控除した額と、第2欄に定める助成基準額に第3欄の助成率を乗じた額を比較し、いずれか低い額。 (2)第2欄に定める助成基準額と第5欄に定める事業者の負担額が異なる場合、第2欄に定める助成基準額から第5欄に定める事業者の負担額を控除した額と、第2欄に定める助成基準額から第4欄に定める他機関からの補助金額を控除した額を比較して少ない額。ただし、第2欄の助成基準額に第3欄の助成率を乗じた額の範囲内とする。
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ・32時間）	23,800円				
介護支援専門員更新研修（88時間）	58,300円				
介護支援専門員更新研修（前期・56時間）	34,500円				
介護支援専門員更新研修（後期・32時間）	23,800円				
主任介護支援専門員更新研修（46時間）	38,000円	1/1			
主任介護支援専門員研修（70時間）	52,600円				

※令和6年4月1日以降に開始した研修が対象となり、研修修了後1年以内が申請期限となります。

## 【対象者】

対象の研修を修了し、別紙杉並区内の対象の介護保険施設・事業所等で直接雇用されており、現に介護支援専門員の資格を活用した業務※に従事する又は今後見込みのあるもの  
※活用した業務については、「杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱」をご確認ください。

## 【対象の介護保険施設・事業所等】

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
7	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 【申請者】

### ①法定研修受講料の全額を事業者で負担している場合

事業者から東京都の補助事業等を申請→交付決定後、**事業者から区へ**本助成事業を申請してください。

### ②法定研修受講料の一部を事業者で負担している場合

事業者から東京都の補助事業等を申請→交付決定後、差額を負担した**個人から区へ**本助成事業を申請してください。

### ③法定研修受講料を事業者で負担していない場合

東京都以外の他機関で申請可能な補助事業等があれば申請→交付決定後、差額を負担した**個人から区へ**本助成事業を申請してください。

※別紙の【(参考) 申請イメージ図】も参照ください。

## 【必要書類】

- ①杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金申請書兼請求書(第1号様式) (電子申請時は必要事項入力のみ)
- ②介護支援専門員証の写し
- ③研修の払込受領書の写し又はこれに類するもの
- ④研修の修了証明書の写し又はこれに類するもの
- ⑤雇用契約の分かる書類
- ⑥東京都又は他機関からの助成を受けている場合は、これらの団体の交付決定通知等
- ⑦東京都の補助事業を併給申請している場合、東京都の交付申請時に使用した介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧(交付申請)別記様式第1号別紙の写し
- ⑧法人申請の場合、研修の受講料を法人が個人へ支払ったことがわかる書類の写し。
- ⑨個人申請の場合、誓約書(第2号様式)

## 【申請方法】

**必要書類を準備していただき**、令和7年1月8日以降ホームページ又は杉並区ケア倶楽部に掲載されている電子申請フォームより申請するか、ホームページにある申請様式を使用し、窓口もしくは郵送にて申請してください（委任状が必要な方や社会福祉法人におかれましては、電子申請はできません）。

電子での申請と紙での申請の重複申請は受付られませんのでご注意ください。

## 【注意事項】

- 東京都の補助事業と杉並区の本助成事業で、対象となる法定研修は一部異なりますのでご注意ください。
- 事業者負担が全額でない場合、東京都と杉並区の助成を併給しても、実質全額補助にならない場合があります。
- 杉並区の本助成の申請期限は、研修修了後1年以内です。東京都の補助事業や他機関の補助事業の申請期限については、各機関へ直接ご確認ください。

## 【問い合わせ先】

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区介護保険課事業者係 助成金担当

電話：03-3312-2111

内線：1337